

評価公表 第1部

全国知事会政権公約評価研究会 座長 岩手県知事 増田 寛也

ただいまご紹介頂きました全国知事会の政権公約評価研究会の座長を致しております岩手県知事の増田寛也でございます。

ルールに従いまして発表致したいと思いますが、今日はメンバーの構成県でございます。滋賀の國松知事とそれから、和歌山の木村知事もこちらのほうに来ていただいておりますので、総括的な点について私の方から発表したあと、両知事の方からもコメントをいたしたいと思っております。

そのようなやりかたで進めたいと思います。お手元の評価書本体の方に、この政権公約評価研究会の構成員、表紙の裏のところでございます、本体の方の裏のところに出ております。私どもの立場は全国知事会という立場ではなくて、その中の組織ではございますけれども、この9県で今回の評価書を取りまとめたところでございます。右側の1ページのところに、この評価研究会の性格を(4)に書いておりますけれども、全国知事会の会長の私的諮問機関として昨年10月に設置をされまして、そして、すでにその同月、同じ月でございますが、昨年11月に行われました総選挙に向けまして発表された、自由民主党と民主党のマニフェスト、これにつきまして、この評価研究会といたしまして、すでに評価検証作業を行いまして、これも昨年10月24日に発表いたしましたところでございます。

今回は、こうした昨年発表いたしました、この評価書を踏まえながら民主党につきましては、政権を奪取するにいたりませんでしたので、今回はその後の進捗状況を含めて、政権与党である自由民主党と公明党のマニフェストにしぼって、その実行過程も含めて評価をした、とこういうことになっております。なお、さらに付け加えていいますと、1ページの(3)のところに書いてございますが、我々の立場は我々自身が地域住民から選ばれた住民の代弁者であるというそういう知事でございますので、特に住民

の視点に立ってわかりやすいかたちで住民、県民の皆さん方に判断材料を提供すると、こういう主旨で評価をいたしておりますし、その際には、地方自治の分野を中心として評価をさせていただきます。今これから申し上げますが、特に、その中で、9分野を抜き出して、そして評価を行ったところでございます。

当然のことながら、(5)、(6)に書いておりますけれども、我々は中立・公平な立場から地方行政にかかわりの深い項目を取り上げたわけございまして、実際の選挙になりますと、今日の評価をする主体の立場の中で選挙ということに関係しているものは我々の団体だけでございますが、政党との関係が、またその際には出てまいります。個々の9県の知事にとっても、政党の関係がそれぞれさまざまでございますが、いずれにしても住民にわかりやすい判断材料を提供するという意味で、中立・公平な立場で行ったものでございまして、こうしたやりとりで、さらにこの政権公約が政党側にとっても磨きがかけられ進化していくものになればと、こういうふうにいるところでございます。それで、以上のようなことをまず前書きに申し上げまして、一緒に概要書をつけてございますけれども、それに立ち戻っていただければというふうに思います。

我々も、地方自治体の、いわば地方政府の代表でございますので、こうした政権与党が政策を実行するに当たっての苦労というものもある程度わかるつもりでございますので、できるだけこの政権をとった党が、これまで行ってきたことについて、いいところをできるだけみ取ってこうという、そういうスタンスで、よいところをできるだけ読み取ろうとして評価をいたしておりますので、そこに書いているような評価になっているわけでございますけれども、まず、評価の基準は、その概要書の1ページ、ちょっとページを振ってなくて恐縮ですが、一番最初のページの(3)のところで、まで書いてございますけれども、目標の明確性や妥当性、それから16年度予算との関係、それから達成度についての見込みも含めての評価といったようなことで考えております。評価の概要でございますが、全体的には1枚目から2枚目に4点まとめてございます。まず痛感をいたしますのは、この政権公約をつくる、それから実行するに当たって、各論についてはある程度具体化をされているものがありますが、一番我々にとりましても関心事でございます国と地方の関係をどうするのか。

国の立場で言えば、大きな国家ビジョン、そして国と地方のあるべき姿、役割分担といったところについての記述が非常に不十分である。あるいは、十分な議論をそれぞれの党の中で、政府の中で議論していないのではないか。まず、そうした大きな理念や統治機構のあり方、そうしたものをしっかりと議論して、そして明確に示すべきではないかということでございます。

に書いてございますが、あの各論の方につきましては従来のものに比べまして数値目標、期限などが記載されておりますけれども、非常に抽象的な記述が多く、今回検証するに当たりまして大変苦労したところでございます。一枚めくって頂まして、次の でございます。私どもにとりまして、その中でもとりわけ興味深いのは三位一体改革、これは我々では地方財政事実改革という言い方を致しておりますが、これについてが最大の関心事でございますが、これにつきましては自民党の政権公約に適切な財源移譲を行うというふうに明記をされているわけですが、現実の16年度予算の中におきましては、一番肝心の大事な地方の裁量権の拡大、地方に裁量権や自由度を与えて、そして地方の創意工夫によって様々な地域作りを行わせる。そういうことによって場合によっては補助金の額も少なくして、税源移譲の額よりも補助金の削減のほうが多くなっても良いと、そういうことも我々は言ったわけでございますが、そこにつながっていないということございまして、これはこの公約に翻ってみても重大な公約違反、税源移譲額が国家補助削減額を大幅に下回っておりまして、我々の試算ではだいたい二分の一程度しか財源的な手当てはされておられません。

まあ、非関税での税源移譲はもちろんされなかったわけでございますが、所得譲与税ですとかそういったものの手当を入れても二分の一程度しか手当てをされておられませんので、非常にここは重大な公約違反だというふうに考えております。それから個々の分野におきまして新たな政策の方向が見られておりますが、それを進めるにあたって補助制度を新たに新設をすると、こういう手法を取っているものがほとんどでございますが、この新たな補助制度の創設は国の関与を温存して地方の自立を阻むわけございまして、そもそもそういったものを無くそうという国から地方への理念とも逆行するものだということございまして、これから各論のところを少し申し上げますが、そういった各論についてある程度評価するものについても実際にどうやってそれを実行するか、補助制度に各省が頼っているものがほとんどでございますけれども、そういう意味から言いますと、全体としては非常に古い考えに成り立ったものだと、こ

ういうふうに考えております。

以下、地方分権から始めまして次のページ、それからもうひとつつめくった最後のページに向けて、最後環境の分野まで9分野について、地方自治に関係する9分野についてそこに書いてございます通りの評価を、概要でございましてでございます。で、その中の地方分権についてでございますが、これは、評価書本体の3ページ以下、ここに少し、私どもとしても最も力を入れたところでございますので、3ページ以下に特に詳しく書いてございますのと、評価だけではなくて、要するに、ケチ、イチャモンをつけるだけではなくて、我々としての考え方、提言もその中に若干方向性を書いてございます。なお、これにつきましては、今日こちらにおいでのお二人の知事さんを含め、何県かの知事、それから市町村長と相談をいたしまして、明日、21世紀臨調の別の会議の名前で、この三位一体改革について提言を行う予定にしておりますが、その内容とも共通するようなものを、実行をきいていただいて入れてございます。

本体の方の3ページのところに総括的な評価を書いてございますが、要は、大事なことは、その一番最後の、総括評価の最後のところに書いてございますけれども、この三位一体改革の全体像というのを国のほうに早急に示していただきたい。今、4兆の枠ということで、小泉内閣、この三位一体改革に取り組んでおりますけれど、知事会としても8兆、ないしは9兆になんなんとする補助金廃止を提言をしております。4兆の枠、ということにとらわれれば、各省はその中から全体20兆ある補助金のうち、自分のところへの補助金はなくさなくては済む、逃げ切れる、という考え方に陥るわけでございます。全体像を早急に政府として示す必要があるだろう。そして、特に18年度までの4年間、残り3年間のうちの、今年を入れて16、17、18年間ということになっておりますが、19年以降のロードマークもしっかりと示していく必要があるのではないかとということでございます。

税源移譲、それから補助金の関係、それから地方交付税の関係については具体的な4ページから5ページについて書いてございますけれども、大事なポイントは、4ページの上から、8行目あたりから書いてございますけれども、この見直しに当たっては税源移譲するべき額をまず決めて、その後に廃止する国庫補充負担金を決める手順で行うべきだと。同時に行うべきでありますけれども頭の中ではそのような順序で、しっかりと本来の理念に沿った地方に財源を与えた上で、地方の創意工夫を行わせる。

結果として我々は、補助金の廃止額が税源移譲額より上回ってもいい場合もある、それは、補助金の性格によって決めていくべきである、ということで8割程度とか、9割程度でも、それは構わないわけで、そこは国家財政の寄与に、再建に寄与しようと、こういう考え方がありますので、こういう手順を進めていくべきだと思います。

そして、4ページの一番最後の方に、その考え方を示してございますのと、5ページにかけまして、交付税改革についても我々の考え方を示してございますが、特に、今まで景気対策などについて付き合わされた部分が 多々ございますので、これにつきまして国が責任を持って所与額を確保すると、今まで再三にわたって国が言っていましたので、是非それを実現すべきと、このように考えております。また、戻りまして恐縮ですが、概要書の方に戻っていただきまして、概要書の2枚目以降、地域再生から次の3枚目の環境まで、ちょっといいきかせになります。それぞれ分野について、要点だけ申し上げます。

地域再生でございますが、全国画一的な手法によって今行われている部分が大変多うございますが、ご承知のとおり景気回復については、地域差、それから、中心市街地の問題等、非常に地域差ございます。そういうことがございますので、地域の実情に応じた工夫が必要でございますが、自民党の中で、今、地方再生交付金のような考え方が考えられているようで、詳細つまびらかになってございませぬが、つまびらかになっておりませぬけれども、従来型のようなばらまきになるのであれば、これは自立につながらないということでございますので、これについて地域再生交付金のようなものをあらたに作ることに、私どもは否定的でございます。

それから、次の政府のあり方、行財政改革などについてでございますけれども、この中では特に国家公務員の人員削減などについて、ここに書いてございます。なぜ我々がこれにこだわるかと言いますと、国から地方に仕事を移していくということの中には、当然のことながら国家公務員の数なり、その国家公務員をどうするかという問題に触れざるを得ないわけでございまして、当然、仕事だけで、当然、仕事を行う人数をどうするのかといった問題もございませぬ。体質をどうするのかといった問題もございませぬ。それから霞ヶ関に仕事に移った後、今のような人数が必要なのかという問題もあって、これを全体としてうまく使っていくべきではないかと、こういう問題意識が背景にございませぬ。その点について、全く今のところ、国家公務員をどうするかという

ことが、ないわけでございますので、その点について、我々としても、このようなことを申しあげているわけでございます。

それから、雇用、経済活性化、農業振興でございますが、これについても、予算としては全体に増額なり、力点が置かれておりますけれども、地域の実情に合った政策を推進する。教育については、今日的な課題、不登校や児童生徒の学力低下、教員の資質などについての具体的な策、それから、ゆとり教育ということが一般的に言われておりますけれども、一方でまた学力向上に力を入れたい、非常に揺れ動いておりますけれども、こういうことについてどうするか具体的なスタンスというものが非常に欠けているのではないかという風に判断いたしております。治安について言いますと、これは、最終的には警察官、様々な犯罪が増加しておりますので、警察官の増員ということを行っていくべきだという風に私も考えてございますけれども、これについての達成に非常に不安があるという風に思います。

それから生活弱者を狙った様々な近代型の犯罪がございますけれども、一層の工夫が必要だと思えます。社会保障については、そこに色々書いてございますが、要は医療保険制度や介護保険制度、それから年金といったそれぞれがそれぞれの省、或いはそれぞれの局ごとの縦割りで全体としての政策間の調整が取られていない、いずれの問題も将来に渡っての負担と給付の関係が非常に大きな問題でございます。全体的にバランスを取って考えるべき問題であるというふうに思いまして、このような事を書いている訳でございます。それから、次のページでございますが、職の安全安心、これは最近も鳥インフルエンザの問題で大変右往左往して、公共団体も対応に大変苦労致しました。このあたりの問題については、実は海外との関係が非常に重要でございますので、一県の対応というよりも国での対応が取られるべきというふうに考えております。

総合的な対策がなお一層必要になる分野。それから消費者重視の視点ということが大事でございまして、これは農林水産業、一次産業全般に言える話でございます。万全な体制を強く望んでおります。環境につきましては、これも省庁を超えた制度整備が重要なものでございまして、特に全国的なネットワークの確立が必要なものでございますので、より一層の政策の充実を強く望むものでございます。少し全般的な政策にわたるものですから、非常に簡単な記述概要に正味してございますが、個々の

分野については評価書本体に書いてございますのでそれをご参照頂ければと思います。後は國松知事と木村知事が来ておりますので、両知事から若干コメントを致したいと思います。